

旅館業法施行条例改正案の概要

島根県健康福祉部薬事衛生課

条例設置の根拠

- 旅館業法第4条 【衛生措置の基準】
 営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。
 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。
- 旅館業法施行令第1条各項 【構造設備の基準】
 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

条例改正の背景

- 昭和23年に制定された旅館業法は、時代に応じた変更が不十分なまま今日に至っていることから、平成28年12月、規制改革推進会議が「旅館業規制の見直しに関する意見」において、「過剰な規制は事業者の創意工夫を阻むものであり、宿泊ニーズの多様化に十分対応できていないため、構造設備基準の規制全般について最適かつ最小の規制にするべき」と提言した。



1. 平成29年12月に、旅館業法が以下のとおり改正された。
 - (1) 「ホテル営業」及び「旅館営業」の営業種別の「旅館・ホテル営業」への統合
 - (2) 都道府県知事による無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査並びに緊急命令の創設 等
2. 平成30年1月に、旅館業法施行令及び「旅館業における衛生等管理要領」が以下のとおり改正された。
 - ※衛生等管理要領の改正は、H29.12月とH30.1月の2段階に分けて実施
 - (1) 基準の撤廃
 (最低客室数、採光・照明設備の具体的要件、入浴設備の具体的要件、客室定員の具体的要件 等)
 - (2) 基準の緩和
 (1客室の最低床面積、玄関帳場等の基準、便所の設備基準、清掃・保守点検の実施頻度 等)

条例改正案の内容

1. 上記の改正の主旨を反映させるため、次の項目について規定の見直しを行う。

①構造設備の基準

数値基準について定性的な表現に改めた上、宿泊者の健康・安全を守るために特に必要とされる規定に限定する。

【改正後】

- (1) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。
- (2) 客室又は便利な位置に、適当な数の便所及び洗面所を設けること。
- (3) 便所には、手洗設備を設けること。
- (4) 洗面所には、適当な数の水栓を設けること。
- (5) 浴室は、外部から見通すことのできない構造とすること。

〔見直しを行う項目の例〕

- ・客室の幅員規定（2m以上）、簡易宿所の玄関帳場設置規定 … 削除
- ・「共同用の便所は、定員10人につき概ね大便器1個及び小便器1個を設けること」⇒「適当な数の便所を設けること」

②衛生措置の基準

収容定員の基準（洋室：4㎡/人、和室：3.3㎡/人、簡易宿所2.5㎡/人、下宿：3.3㎡/人）は「定員に応じて十分な広さを有すること」と定性的な表現に改め、構造設備基準の項目で規定する。

その他の数値基準について定性的な表現に改めた上、宿泊者の健康・安全を守るために特に必要とされる規定に限定する。

【改正後】

- (1) 施設は、定期的に清掃すること。
- (2) 飲料水は、水道水その他飲用に適する水を使用すること。
- (3) 旅館業を営む者は、その管理する施設内において、人の健康を害する物質等により宿泊者の生命又は身体に重大な被害が生じており、又は生じるおそれがあるときは、その被害に係る建物、敷地等への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる宿泊者を退去させ、その他その被害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

〔見直しを行う項目の例〕

- ・客室の照度規定（概ね40ルクス以上）、くず入れの設置規定 … 削除
- ・「毎日1回以上清掃すること」⇒「定期的に清掃すること」

③営業者の遵守事項

室番号等の表示についての規定を削除する。

2. 宿泊を拒むことができる事由について、実態に合わせて文言を整理する。

3. 次の項目については改正を行わない。

「趣旨」「社会教育に関する施設等」「許可を与える場合に意見を求める者」「許可証」「手数料」「規則への委任」「浴室の構造設備基準（条例別表第1）」「浴室の衛生措置基準（条例別表第2）」